

福岡県立筑紫中央高等学校校則（定時制課程）

第1条 校内における履物

学校施設を利用するにあたっては、以下に定められた規定を守ること。

1. 体育館および講堂では体育館シューズもしくは専用シューズを使用すること。
2. グラウンドでは運動靴を使用すること。
3. 校舎内および食堂では学校指定の上履きを使用すること。
4. 体育館シューズを体育館外で使用しないこと。
5. 学校指定の上履きを校外で使用しないこと。

第2条 公共物の使用

公共物は大切に使用し、故意もしくは過失によって毀損することのないように心掛けること。

第3条 校内での無断駐車

通学に自動車・自動二輪車・原動機付自転車を利用する者は、所定の様式で申請し、許可を受けねばならない。

第4条 事故報告

校内もしくは校外で、傷害もしくは物損を伴う事故を体験した者は、所定の様式の事故報告書を提出しなければならない。

第5条 敷地内禁煙

本校敷地内は全面禁煙である。

第6条 酒気帯び登校

酒気を帯びて登校してはならない。

第7条 凶器等の所持

凶器ならびにこれに類する物品等を所持しないこと。

第8条 部外者の同伴

部外者を学校内に同伴する場合は、事前に許可を得ること。

第9条 懲戒処分

第1項 懲戒は、訓告、停学、退学である。

1. 訓告は、保護者同伴で登校し反省書を提出する。
2. 停学は、無期を原則とし、反省が十分認められた時点で解除する。学校または家庭で謹慎し、反省課題を遂行する。

第2項 下記の禁止事項を行った者は懲戒処分を受ける。

1. 麻薬・覚醒剤・シンナー等禁止されている薬物の所持、売買
2. 暴走行為および暴走グループへの所属・重大な交通違反
3. 教師に対する暴言・暴力行為
4. いじめ・脅迫行為
5. 金銭ならびに物品の強要
6. 暴力行為およびそれへの加担
7. 未成年者の飲酒・喫煙
8. 試験中の不正行為
9. 刑法にふれる行為
10. 公職選挙法に違反する行為
11. 個人情報保護法に違反する行為
12. その他学校の指導方針に著しくそぐわない行為、発言

第3項 第1条から第8条および生徒心得に規定された事項にふれる行為を行った場合も、その程度が重大または悪質な場合は懲戒処分を受ける。

補足事項

- 一. 学校の許可を得ず、学校敷地内に自動車・自動二輪車・原動機付自転車を駐車したことが確認された者は保護者を召喚する。
- 一. 喫煙したことが現認された20歳未満の者は、懲戒処分する。

附 則 平成31年4月1日より施行する。